

2022年2月28日

株主の皆様へ

株式会社商船三井

当社株式の分割及び株主優待制度変更に関するご案内

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

当社は、1株につき3株の割合をもって株式を分割します（基準日：2022年3月31日、効力発生日：2022年4月1日）。また、これに伴い、当社が実施しております株主優待制度（客船「にっぽん丸クルーズ」ご優待券の提供）を変更いたします。

本件に関する「よくあるご質問」をご用意いたしましたので、ご参照いただけますようお願い申し上げます。

<よくあるご質問>

1. 株式分割について

Q1 株式分割を実施する目的は何ですか？

株式の株式分割を通じて、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式をご購入いただきやすい環境を整え、投資家層の拡大を図るためです。

Q2 株式分割により、所有する株式の資産価値に影響はありますか？

2022年4月1日をもって、所有株式数が3倍になりますが、1株あたりの純資産額は3分の1となり、株式分割直後の株式の資産価値は、理論上、同程度になる見通しです。

Q3 株式分割により、受け取ることができる配当金は増加しますか？

2022年3月31日を基準日とする2022年3月期の期末配当金は、株式分割の効力発生日（2022年4月1日）前の株式に対する配当金額ですので、1株あたりの配当金は株式分割実施前の金額となります。

また、2022年4月1日以降を基準日とする配当金についても、今後の業績変動などの他の要因を除いて、株式分割により配当金額が増加するなどの影響はありません。（2022年4月1日をもってご所有の株式数は3倍になりますが、1株あたりの配当金も理論上3分の1になります。）

Q4 株式分割後、所有している株式数と議決権数はどのようになりますか？

2022年3月31日現在の株主名簿に記録又は記録された株式数に3を乗じた株式数を、2022年4月1日の株主名簿上の株式数といたします。

具体的には、株式分割の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数
例①	100株	—	1個	300株	—	3個
例②	30株	30株	—	90株	90株	—
例③	40株	40株	—	120株	20株	1個
例④	90株	90株	—	270株	70株	2個

Q5 株式分割により、何か手続きは必要ですか？

特段のお手続きは必要ございません。

Q6 株式分割に伴う株式の売買停止期間はありますか？

売買停止期間はありますが、売買後の株式の振替に2営業日を要するため、株式分割前の株数を前提とした株価でのお取引は、2022年3月29日(火)までとなります。

株式分割後の株数を前提とした株価でのお取引は、2022年3月30日(水)からとなります。

Q7 株式分割のスケジュールを教えてください。

2022年2月28日(月)	本件に関する対外発表
2022年3月29日(火)	現在の株価・所有株式数での当社株式売買の最終日
2022年3月31日(木)	株式分割の基準日
2022年4月1日(金)	株式分割の効力発生日

2. 株主優待制度について

Q8 株式分割後の優待制度(客船「にっぽん丸クルーズ」ご優待券の提供)はどうなりますか？

贈呈基準を以下の通り変更いたします。但し、今回の株主優待制度の変更は、分割比率に基づいた変更のため、現株主様で1単元(100株)以上を所有いただいている場合においては優待内容の実質的な変更はありません。

なお、ご所有株式数の下限である1単元(100株)は変更後基準においても維持いたします。従いまして、株式分割後に1単元以上所有の株主の皆様(株式分割により100株以上を所有することになる株主様)も優待の対象となります。

< 現行基準 (2022年3月期の株主優待) >

ご所有株式数	ご優待内容 (客船「にっぽん丸」クルーズご優待券)
100株～499株	2枚
500株～999株	4枚
1,000株以上	6枚

< 変更後基準 (2022年9月期以降の株主優待) >

ご所有株式数	ご優待内容 (客船「にっぽん丸」クルーズご優待券)
100株～1,499株	2枚
1,500株～2,999株	4枚
3,000株以上	6枚

Q9 優待制度の変更はいつからですか？

2022年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主様に対する優待券のご提供から、新たな基準に基づいて実施いたします。(2022年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主様には、現行基準に基づき実施させていただきます。)

Q10 現在所有している優待券への影響はありますか？

現在所有されております優待内容への変更はございません。

(現在所有されております優待券が3倍、又は1/3枚の効力となるものではございません。)

◆お問い合わせ先◆

1. 株式分割についてのお問い合わせ

お取引の証券会社または以下の株式名簿管理人までお問合せください。

<株式名簿管理人・特別口座の口座管理機関>

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

住所：〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

TEL：0120-782-031（午前9時から午後5時まで。土・日・祝祭日を除く。）

2. 株主優待制度についてのお問い合わせ

株式会社 商船三井

秘書・総務部 総務・株式チーム

住所：〒105-8688 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号

TEL：03-3587-7026

FAX：03-3587-7711

3. 客船「にっぽん丸」クルーズについてのお問い合わせ

商船三井客船株式会社 クルーズデスク

住所：〒107-8532 東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル5F

TEL：0120-791-211 受付 10:30～15:00 月～金曜日

TEL：03-5114-5280（携帯・PHSからは、左記の番号におかけください）

FAX：03-5114-5250

HP：<https://www.nipponmaru.jp/contact/>